

日本物理学会若手奨励賞領域 1 授賞規定

2013. 9. 17 領域代表、副代表、各分科運営委員の議を経て改定

2013. 10. 7 領域代表、副代表、各分科運営委員の議を経て改定

1. 授賞の対象

1 篇または複数編の論文で公表された研究業績。ただし、その研究内容（またはその一部）が、日本物理学会において当該領域で登壇者として口頭またはポスターで発表されていること。

2. 応募資格

応募の時点で日本物理学会会員であること。

原則として受賞年の4月1日現在において37歳以下であること。ただし、出産、育児休暇により研究を中断するなどの事情がある場合は、年齢制限を39歳以下まで緩和することができる。

3. 審査の基準

公表された論文（掲載決定済みを含む）の評価を基本とする。物理学会における発表、他の学会、国際会議での発表内容などを総合的に判断し、優れた研究を行ったこと、研究者としての将来性が評価できることを確認する。また、当該業績について候補者が主要な役割をはたしていることを条件とする。

4. 応募と審査の方法

応募は自薦または推薦による。審査委員会は、候補者について必要な資料の提供を求め、審査する。提出書類は、履歴書、発表論文リスト、対象論文のコピー、学会発表の概要のコピー、推薦書（または自薦書）、その他必要と思われる書類。同じ年度に複数の領域に応募することはできない。

5. 審査委員

審査委員会は領域毎で選出され、学会の承認を受けた委員で構成する。分野のバランス等に配慮した委員構成とする。

6. その他

本規定は領域代表、副代表、各分科運営委員の議を経て改定することができる。ただし、改定内容は学会の承認を受け、審査委員に報告し、インフォーマルミーティングで報告する。

日本物理学会若手奨励賞規定領域 1 細則

2013. 9. 17 領域 1 若手奨励賞審査委員会にて改定

1. 審査委員会

- 審査委員会委員は6名とし、各分科あたり2名の委員構成とする。
- 審査委員会に委員長をおく。
- 審査委員の任期は2年とし、任期後4年間は再任されない。
- 委員の氏名は審査終了後、原則として公表する。
- 委員は候補者の推薦はできない。
- 次期審査委員は領域代表、副代表、審査委員が選出する。
- 審査委員は学会の承認を受ける。

2. 審査について

- 審査は、原則として審査委員の研究者・科学者としての良心に任せる。
- 審査委員は、候補者選定作業において査読者を委嘱し参考意見を聴取することができる。
- 審査委員会は上限数以内の候補者を選定し、審査過程の報告を付して領域代表を通して学会に報告する。

3. 公募方法

- 毎年度1回、締め切りの1ヶ月以上前に学会誌等に公募文を掲載する(年次大会の約半年前)。
- 領域1関係者に推薦、自薦を呼びかける。年次大会、分科会における座長などに推薦を促す。

4. 応募方法

- 提出書類：履歴書(当該年4月1日の年齢を含む)、発表論文リスト(学位論文を含む)、対象論文のコピー(3編以内)、該当する学会発表の概要のコピー(数の制限なし)、および推薦書(または自薦書)。推薦(または自薦)理由を和文2000文字以内(または英文)で記述し、当該業績について候補者が果たした主要な役割を明記すること。
- 推薦者は同一の領域に複数名の候補者を推薦することは出来ない。

5. その他

本細則規定は、領域代表、領域副代表、運営委員の議を経て改定することができる。ただし、改定内容は学会の承認を受け、審査委員に報告し、インフォーマルミーティングで報告する。